

特別寄稿

「フランスにおける女性の人権の進展について」

第1部・翻訳

第2部・解題

あとがき

第1部・翻訳

パリテ：平等原理を実施するものか、それとも 破棄するものか？

ヴェロニック・シャンペイユ=デスプラ

稲葉実香(訳)

1990年代半ばまでは、フランスの法律用語において「パリテ」という言葉が使用されるとき、それは職業機関において従うべき代表方法を指していた。それは、使用者代表 公職については「使用者たる国」の代表と被用者代表が同数で組織を構成する、すなわち、その組織に使用者と被用者が同数含まれる、ということであった。1990年代の終わりに、「パリテ」という言葉はまったく違う意味をもつようになった。これが本稿の対象とするものである。「パリテ」の概念は、フェミニズム運動が推進したものであり、政治機関において、あるいはもっと広い意味で権力の場の構成員に、男女が同じ数だけ存在することを求めるものである。実際のところフランスは、民主国家の中で、政治や行政、専門職の意思決定機関において、女性の参加率がもっとも低い国のひとつである。パリテを制度化しようとする最近の対策も、この状況を実質的に変えるにはさまざまな困難にぶつかっている。

「パリテ」とは何だろうか。それは、意思決定機関において、男性と女性が同数存在するよう要求すること、と定義することができる。フランスでは、「パリテ」概念と、これを達成するために漸進的に実施されている手段が、二つのものの中で妥協のようなものを作り出している。その一方は、普遍主義への愛着、平等原則という形式的にならざるを得ない概念への愛着であり、もう一方は、割当ての行使や積極的差別是正措置を正当化する共同体主義的な権利要求である。ただしフランスでは、この共同体主義的な立場のなかでも、過激なものはかなり弱体である。まさにこの理由から、柔軟で新鮮な「パリテ」という考えに、フェミニスト的な大政党や、決定機関における女性の存在を確保するためには単なる形式的平等ではもはや十分でないと考えるすべての人々が、急速に惹きつけられたのである。

意思決定機関における男女同数を確保するために採用された措置の形式と射程、現在における結果（ ）を研究する前に、フランスにおけるこの問題についての議論を思い起こすことが必要であろう。フランス 普遍主義に対して、また法の前において個人を区別しないことに対して、多くの人が愛着をもっている国 は、いかにしてこのような、共同体主義的とはいえないにせよ少なくとも個別主義的ではある改革に取り組むことができたのだろうか（ ）。

I . 形式的平等からもたらされる 不平等な結果に対する反動としてのパリテ

政治および法の場面で、意思決定機関における男女同数の要求があらわれたのは、次のような二つの主要な要素の産物である。ひとつは、法的諸原則と現実との間にある大きな隔たりを自覚したこと（ A ）、もうひとつはこの隔たりを改善するために適切な手段についての思想的な対立である（ B ）。

A．隔たりの自覚

フランスの法秩序を構成している諸原則は、非常に平等主義的なものであり、女性に対するいかなる差別も認められない(1)。けれども、決定権をもつ公職への就任については、男性と女性の間には不平等があることは明らかである(2)。

1．法的諸原則

平等原則の確立は、フランス革命の遺産である。1789年のフランス人権宣言第1条によれば、「人は、自由かつ権利において平等なものとして生まれ」、同宣言第6条によれば、「すべて市民は、……その能力に応じて、かつ、自己の徳と才能以外による差別なしに、平等に、すべての公の頭職、地位および職に就くことができる」。この原則は、第二次世界大戦後、よりはっきりと女性に対して喚起された。1944年以来、3種の法令が男女平等について明確にしている。

- (a) なによりもまず、1944年4月21日オルドナンス第17条により、フランスの女性は、投票権の行使にかんする平等を認められた。はじめて、「女性は、男性と同じ条件において、選挙人になり、被選挙人になることができる」。
- (b) この初の措置は、1946年10月26日第四共和制憲法前文第3項において確認されている。これによれば、「法律は、女性に対して、すべての領域において、男性の権利と等しい権利を保障する」。この1946年憲法前文はフランスの現行憲法〔1958年10月4日第五共和制憲法〕前文において言及されており、また憲法院が有名な1971年7月16日判決においてこの前文に憲法の効力を認めたことにより、現在でも憲法規範の一部をなしている。
- (c) 最後に、戦後を特徴づけるのは、公職について非常に平等主義的な規定を採用したことである。新規定は、男性と女性に関して、以下のような戦前の不平等と訣別した。第三共和制末期、行政側が女性の公

職への就任を排除するための理由づけについて、コンセイユ・デタは、依然として統制を拒否していた。たとえば、1936年7月2日ポバール嬢判決において、コンセイユ・デタは、公職に対して男女が同等の適性を有することを認めつつも、「職務上の理由」によってそれに例外が生じることもありうるとした。ところが、裁判官はこの「職務上の理由」が正確にはどのような範囲なのかについての統制を行わず、その評価について裁量的な権限を部局長に認めたのである。

1946年、フランス解放に重要な役割を果たした左派政党と労働組合の影響のもと、立法者は公職における平等原則について、今までよりはるかに厳しい立場をとるようになった。公職の一般規定を定める法律(1946年10月19日法律)や、時代は下るが地方の公職の一般規定を定める法律(1984年1月26日法律)は、公職に就任し、そのキャリアを進めることにかんして、男性と女性の間はいかなる差別も禁止している。非常にまれな例外のみが認められ、それは遂行される職務の性質又は職務行使の条件によって厳密に正当化されなければならない。これらの例外は、コンセイユ・デタの議を経たデクレが定めるリストにおいて明示されなければならない、また職務を行う組織に就任する方式についてのみ例外が認められ、その組織自体についての例外は認められない。換言すれば、公務を行う組織はすべて、男女混合でなければならない。いかなる組織も男性のみ、あるいは女性のみであってはならない。唯一区別が認められるのは、男性と女性の採用方式にかんしてであり、この方式は、とりわけ男性と女性について別個の選抜試験組織を作り得るということである。この例外措置が認められるのは、現在ではもはや二つの機関　　外人部隊(陸軍の特別部隊)の教育にかかわる機関、および行刑役務の看守の機関　　のみである。

これら二つの例外を除けば、フランスの公職へのアクセスは、とくに選抜試験の匿名性のおかげで、原則として非常に平等である。したがって、問題が生じるのは、選抜試験に口頭試問が含まれており、匿名性が破られるときである。これが上級公務員の選抜試験で問題になるケースだが、そ

れは後にみることにしよう。

2. 懸念すべき統計

統計の公表によって、私企業や行政における上級職、あるいは政治的責任を負う地位への就任にかんして、フランスの男女に強い不平等が存在するということが明らかになり、すぐさま混乱が生じた。欧州連合の中で、フランスは長く、普遍主義の名のもとに、権力の場や決定権をもつ機関における男性と女性の地位についての統計を有しない唯一の国であった。こうした統計は、1970年半ばまで作成されず、体系化もされなかった。パリテに関する改革が行われるまで、その数字は以下のようなものであった。

a) 政治的選挙

・国政レベル： 1995年において、元老院〔上院〕の女性率は5.6%、321人中18人であった。国民議会〔下院〕では女性率5.9%、577人中32人であった。1997年の国政選挙においてはいくらか進歩が見られ、59人の女性が国民議会議員に選ばれて10.92%になった。世界的にみて、この数字から、フランスは女性の国会へのアクセスの点でもっとも成績の悪い国のひとつに数えられる（女性下院議員の数について2000年の世界ランキングで84位）。欧州連合の中では、この点でフランスに劣るのはギリシアのみであった¹⁾。

・地方レベル： 1995年において、市町村議会議員における女性の代表は22%であるが、市町村長では7.5%にとどまっていた。人口10万人以上の市では、女性市長は一人だけ（カトリーヌ・トロートマン氏〔ストラスブール〕）である（35市中）。県議会議員では女性の代表は5.5%のみであり、12の県議会で一人も女性がおらず、県議会で議長を務める女性はひとりだけである。1998年（6.3%）と2001年（10.9%）にわずかな進歩がみられた。最後に、地域圏議会では、やはり1995年に女性の代表は11.3%で

1) 訳者注：2000年末における日本の国会議員の女性率は、衆議院で7.5%（36/480）、参議院で17.1%（43/252）。

あり、女性の地域圏議会議長はただひとり（マリー＝クリスティーヌ・ブランダン氏〔ノール・パ・ド・カレ〕）であった。いずれの場合でも、地方自治体において行使される権力のヒエラルヒーの頂点へと進んでゆくにたがって、女性率がはっきりと低いことが確認できる。

b) 行政権

政府のなかで、女性はやはり非常に少数であり、また非常にしばしば政府内でも下の地位に就いていた（権威の低い省の大臣や閣外大臣）。たとえば1995年には多くの人が、アラン・ジュペ内閣〔第1次〕の構成員であった4人の女性大臣（および8人の閣外大臣）をいわゆる「ジュペット」（ミニスカートの意）と皮肉った。1997年には権力が左派へと復帰し、文化省や労働省、司法省など重要な省のトップとして十数人の女性大臣（内閣の3分の1）を任命するという努力がなされた。そのうえ、女性の内閣総理大臣となったのは現在に至るまでただ一人、エディット・クレソン氏のみである〔1991年〕。しかし彼女がその職にあったのは1年足らずであり、性差別的な考えに基づく人々の強い敵意にぶつかることになった。最後に、共和国大統領になろうとする候補者の支持母体となる政党が初めて女性を指名するには、2007年の大統領選挙を待たねばならなかった。セゴレーヌ・ロワイヤル氏である。

c) 公職

原則として、フランスの公職に就く条件は非常に平等であるということは先に見た。全体として、女性は公職において多数派であるとさえいえる。しかし、さまざまな行政部門への女性の振り分け方や、ヒエラルヒーの各レベルにおける女性の配置を、もっと正確に考慮するならば、弱点が存在する。公職のヒエラルヒーを昇るにつれて、女性は少なくなる。女性が幹部職や責任ある地位に就いているというのはめずらしい。この現象は、社会学者たちが言うところの「ガラスの天井」そのものである。たしかに、それが明らかに昇進であり、職業上のあるいは社会的な出世であるような、そういった一定の職に女性が就くことを禁止するものは、何もない。けれ

ども、さまざまな社会心理学的理由 権力あるポストへの就任を自分たちと争う女性に対して一部の男性が言外におわせるものから、家庭の母である女性が職業のために多くの時間を割くにはさまざまな困難があるということ、あるいは女性側の自己検閲にいたるまで により、女性はそういった職から排除されている。結局のところ、女性の学歴レベルはしばしば男性の学歴レベルよりも高いこともあるのだが、このレベルを職業上の用語に対応させてみると、この二者は大きく乖離しているのである。

公職におけるいくつかの例を挙げてみよう。

・行政部門による配置： 社会福祉行政において、女性は71.5%を占めている。公教育部門では65.2%，内務省と国土交通省では26.6%である（2003年の数字）。

・ヒエラルヒーの観点からは，C等級（もっとも低い）では女性が52%を占め，B等級では66%，A等級では50%，国家公務員の上級職では12.5%である（2003年の数字）。

・グラン・ゼコール〔高等専門大学〕については，1997年，ENA〔国立行政学院〕の志願者の39%が女性であり，30%が入学した。エコール・ポリテクニク〔理工科学校〕では，女性入学者は13.3%であった。

興味深いのは，非常に女性の多い行政部門や国家の組織においても，「ガラスの天井」が存在するということである。たとえば司法官職において，ENM〔国立司法学院〕の入学試験合格者のなかで，毎年およそ55%が女性である。しかしそれから，司法官職組織のヒエラルヒーを昇るにつれて，女性の割合は顕著に減少してゆく。2003年，国レベルの裁判機関の各法廷で，女性が裁判長を務めていたのはたった6%であった。地方レベルではこの数字は12%になる。教育についても，おそらく同じような定数が見られる。初等教育および中等教育における女性の数は相変わらず多いのだが，高等教育に関しては著しく少なくなる。高等教育においても，大学の女性教授の数は，女性講師の数に比べてはるかに少ない。学部長になれる女性はごくわずかだ，大学の総長ではもっと少ない。病院勤務の公務員

では、この状況はもっとひどい。看護師の80%が女性であるのに対し、経営幹部では30%、施設長では7%である。私企業部門においても、おそらく同じようなことが見られるだろう。

統計の容赦ない数字が次々に明らかになり、また女性権利擁護の思想が成熟し、その影響が攻撃的な活動家のみにとどまらなくなってくるのを目の当たりにして、何かをしなければならぬということが次第に広く認められるようになった。こうした要因に加え、適法性の危機にあって政治階級を刷新する必要性が認識され、是非はともかくとしてパリテがこの刷新に有効な手段だと考えられたということもある。あとは、どのようにそれを行うかを決めなければならない。これが、1990年代半ばに文字通りの思想の大論争を巻き起こした、手段の問題である。この論争は、特に政治的諸機関における女性の存在についての問題に焦点がおかれていたが、展開された議論はもっと広い射程のものであった。

B．格差をうめるための手段に対するイデオロギー的な対立

火のついた議論は、伝統的な政治的対立を超えるものであった。たしかに、右派政党には、パリテの制度化を目指す措置に敵対的な人が多く存在したことが認められる。しかし、対立は、何よりもまずフランスの普遍主義の伝統を擁護する人々^{ドグマティック}(1)対差異主義者をめぐる構図となり、差異主義者はさらに「^{ドグマティック}教条的パリテ主義者」(2)と「^{プラグマティック}実際的パリテ主義者」(3)に分かれていた。

1．^{パリテ}普遍主義者たち：^{エガリテ}同数対平等

普遍主義者の立場は、女性に有利になる差異主義的なすべての措置に対し、あらゆる他のグループに有利になるものと同じく、反対する。このような措置は、フランス革命以来国民が大切に抱いてきた平等原則、フランスの共和精神を特徴づけるものである平等原則を、侵害するものだからである。女性に有利な男女同数措置は、差別を法的に公認するひとつの形式

であり、したがって、差別の解消よりも差別の強化を助長しよう。そのような措置は共同体主義、およびアメリカモデルの特徴である積極的差別〔是正措置〕への道を開くものである。この基礎に立って、普遍主義者たちは、政治におけるものであれ行政部門であれ、あらゆる形の男女同数措置とたたかうのである。

政治職については、多くの普遍主義者が、法律を変えるよりも習慣を変えるほうが良いというモンテスキューの教えに根拠を求めている。つまり、特に重視すべきは、フランス社会の中の　ここでは特に政党の中の根底的なところに働きかけることである。こうした考え方から、ロベール・バダンテール氏は元老院議員のときに、選挙のやり方ではなく政党のやり方について行動を起こすことを提案したのである。たしかに、選挙のやり方に焦点を当てると、政治的思想の適切さゆえにではなく、その性別を理由として、選挙人はある候補者に投票することを余儀なくされるわけであり、選挙人の自由な選択を制限することになる。

行政職については、採用時の割当て方式を確立するよりも、上級公務員職の女性増加が遅々として進まない構造的な理由について、普遍主義者は強調する。かれらは、選抜試験で女性について厳しい選抜が行われていることだけが問題なのではない、と考える。その前段階において、女性の社会的・職業的進出を抑制するような社会的、文化的、心理学的な要因があることを明らかにし、そして、これらの要因にこそ働きかけるべきであるとかれらは推奨するのである。これは社会学者のクリスチアン・ボードゥロとロジェ・エスタブレの著作のタイトル『がんばれ娘たち (Allez les filles)』(Paris, le Seuil 1992)によく表現されている。女性たちが今とは違う将来を検討したり、自己像とは異なるイメージを成長させるように説得するには、数の割当てによるよりも、奨励し、支援し、情報を提供し、ステレオタイプな考えとたたかうなどの手段によるべきであると、この著者たちは考えるのである。また、いくつかの報告書は、もっと後の段階で、仕事の段取りや家庭の中での仕事の割り振りを考え

直し、「その時代の社会的慣習」を変えようと提案している。この二つの問題について、非常にすぐれた比較対照が、ピエール・ブルデュエの『男性支配 (La domination masculine)』(Paris Seuil, 85頁)に示されている。彼はいう。「仕事の世界には、職業上の小さな孤立集団(病院の診療科, 省の部局等)がたくさんある。これは擬似家族的に機能しており、そこでは部局長はほとんどが男性であり、感情的影響力や魅力に基づくパターナリスティックな権威を行使している。部局長は、仕事の責任を負うと同時に組織内で起こるすべてのことについて面倒を見て、多くの場合に女性である下位の人間(看護師, アシスタント, 秘書)に対して全般的な保護を与える。このように、部局長は、組織および組織を体現するものに、ときには病的なまでに深く全力投球するよう奨励される。」このような、家族という単位における男女の関係を支配するものを、職場の人間関係において模倣するメカニズムは、行政の場においてはより強固であろう。行政にはお役所的な融通の利かなさが多々あり、それが職場における人間関係、すなわち仕事上の男性と女性との関係を改革するブレーキとなるからである。

これらに基づいてみると、多くの普遍主義者は、口答試験を含む選抜試験 上級公務員選抜試験はすべてこのケースであるが の試験官に女性を増やすことに対して、敵意をもっているわけではない。男女が同等に存在することを義務づけて試験官に女性を増やすことが、ひとつには、ただでさえ試験官と受験者との関係は対等ではないだけに女性が萎縮しやすいというプロセスを避けるため、もうひとつには同一化プロセスを避けるための、ひとつの方法であることは理解されている。この同一化については、男性は男性を鼻負し女性は女性を優遇するというような大雑把なものではない。口答試験の場合のような関係性において、受験者が試験官のメンバーに(特に性別に基づいて)同一化するプロセスと、とりわけその逆に試験官が受験者に対し同一化するプロセスは、受験者の実技の出来ばえを決定づけ、またそれに対する試験官による評価を決定づける、というこ

とである²⁾。普遍主義者は、公職への平等なアクセスの原則　公職へのアクセスは長所と才能のみに基づいているべきである　に違反するような、選抜試験の合格者に男性と女性の数の割当てをつくることには反対だとしても、その前段階で、選抜試験の試験官について行動を起こすことは、こうした理由から容認できるのである。

1990年代終わりまで、普遍主義者たちの考えは、フランス実定法において完全に支持されていた。最高裁判官、とりわけconseilユ・デタや憲法院の裁判官たちの間では、普遍主義が支配的な考えであった。

最近まで、conseilユ・デタは男性・女性の割当て数の問題について、はっきりと態度を示す機会は無であった。その代わりに、一定の職務への就任について、男性と女性に別個の選抜試験を作っているという問題について判決を下している。conseilユ・デタは毎回、平等原則の普遍主義的理解を擁護し、例外的に特例を認めるのは、職務行使の条件、一般利益という理由、女性保護の必要性、男女間の機会均等の促進といったことから正当化できるときのみとした。しかしながら、conseilユ・デタはこれらの特例の理由づけに厳密な解釈を与えた。conseilユ・デタは、刑務所の看守を「男性・女性」別々に募集することは、職務行使の条件（男性は男性刑務所を監視し、女性は女性刑務所を監視する）から正当化できるとしたが、反対に、学校の寄宿舎の舎監と通学生監督者の懲罰委員会では、男性と女性を区別して代表することは正当化されないと考えた（conseilユ・デタ1989年6月26日公教育・研究一般組合連盟判決）。同様に、陸軍憲兵総監組織〔陸軍の一般運用と財政を担当する士官組織〕における女性の採

2) 講演者による補足説明の概略： 受験者は、試験官がどのような振舞いを好むかを、自分が試験官であればどう判断するかを基準に想像し、その想像に従って実技を行うものである。試験官がすべて男性である場合の女性受験者、あるいは試験官がすべて女性である場合の男性受験者は、どのような振舞いが試験官の好みに合致するかを想像するのが大変難しいので、その結果として、いまひとつ実力が発揮しきれないということになる。

試験官もまた、自分が受験者であったらどう振舞うかを想定して、受験者の実技を採点するものであるから、異性の受験者に対する評価は、自分の想像と異なるだけに辛くなるだろう。

用について、20%を限度とすることは違法であるとした（コンセイユ・デ
タ1998年5月11日アルディジ嬢判決）。

憲法院もやはり普遍主義の立場を採用していた。これは、特に1982年11
月18日判決に非常によくあらわれており、ここで憲法院は、市町村議会議
員選挙の候補者名簿に同じ性の人間が75%以上含まれてはならないと定め
る法律を、憲法違反であると判示した。このような措置は、フランス人権
宣言第6条、および投票による意見表明の平等と普遍性を定める憲法第3
条に違反すると考えたのである。

このことが理解されたようで、立法者は長い間、このような措置をとる
危険をもはや冒さなくなった。しかし、パリテに関する議論の真っ只中で、
地域圏議会議員選挙で提示される候補者名簿に男女同数を保障するよう政
党に義務づける法律が可決された。憲法院は、自己のとり（普遍主義の）
立場を再確認したが、ただしこれは「〔現行〕法状態」に関することであ
ると明言した。したがって、この法状態を変更する権限は、ただ憲法制定
権力にのみ属するのである。かくして、憲法院は1999年1月14日判決にお
いて、次のように判示した。「現行法の状態において、市民権を有する者
には、すべての人に同一の条件において、投票の権利と立候補の権利が与
えられており、年齢や無能力、国籍を理由として、あるいは選挙人の自由
や当選人の独立を保護するための理由によっても、排除されることはなく、
また性別を理由として選挙人や候補者にいかなる区別も設けることはでき
ない」。こういった事情で、憲法改正によってのみ、パリテに着想を得た
措置を制度化することができることとなったのである。

2. 「^{ドグマティック}教条的^{バリテ}パリテ主義^{バリテ}」: 同数のための同数

この立場は、男性と女性の根本的な区別に基づいて、「パリテのための
パリテ」を制定するものである。言い換えれば、パリテは手段であると同
時に目的でもある。パリテの権利要求は、部分的に、女性の利益は女性の
みが擁護できるという前提に基づいている。共同体主義的な急進的フェミ

ニズムに由来するものであり、フランスにおいてはきわめて少数派である。

3. 「^{プラグマティック} 実際のパリティ主義」あるいは^{エガリテ} 穏健派：^{パリティ} 平等のための同数

当時の政権党であった社会党の大多数を占めており、知識人政党によって支持されていたのが、この立場である。ここでは、人という種の統一性を犠牲にして男性と女性を根本的に区別することにパリティを基礎づけるのではなく、決定権をもつ職への男性と女性の平等なアクセスを確立するために、一時的な手段としてパリティ的な措置を理解するのである。検討すべき問題の大きさを前に、まずパリティ擁護者が取り組んだのは、政治職における女性の地位の領域である。

パリティという手段をとることに對し、ここでは非常に実際的な正当化がされている。この正当化は以下のことに立脚している。

- 原則と統計の間に隔たりがあること
- 共和主義の行き詰まり、すなわち男性と女性を法的に区別することを拒否したせいで、女性が犠牲になっている差別に對し、迅速かつ効果的にたたかうことができないこと
- 伝統的な選挙の措置の不十分さ（1986年の立法院選挙の比例投票のときには、女性について補欠選挙を行わなかった）
- 単なる政党の規律をあてにすることができないこと
- 共同体主義的な要求が広まるのではないかというおそれには根拠がなく、性差はその他のもの、たとえば宗教や性的指向、肌の色に基づくカテゴリーと比較可能な同列のカテゴリーに収まらないという確信。この理由で、哲学者のアンドレ・コント＝スポンヴィルは、以下のように評価した。「女性はひとつの共同体ではない。……女性は性別をもった人間である」。このことから、「共同体主義からの異議は」、パリティに反論できる「とは思われない」。あるいはさらに、共同体主義的な要求が伝染するのではないかとおそれる人々に對し、法学者のギイ・カルカソン又は次のように答えた。「人類を女性と男性とに区

別することは、まったく客観的な基準に基づいて、2つにしか区別できず、それがほとんど同等の規模をもつ、唯一のケースである。宗教の、あるいは民族や人種のカテゴリーは、このケースではない。したがって、いかなる場合にも、いかなる面倒な状況に陥ることもない。」

このように、「フランス的パリテ」の精神は、共同体主義ではない。それは、普遍主義的要求と、平等がよりリアルであってほしいというわれわれの願いとのあいだの、妥協を映しているのである。パリテの要求についての憲法上の容認は、一般的義務の形をとるのではなく、N. ポッピオの言うように、奨励もしくは促進の規範を書き込んだものである。これは限定された分野において一定の措置を奨励し、促進するものであり、決して一般的に立法者に対しパリテの確立を強制するものではない。それでもやはり、憲法院判決があるがゆえに、政治における女性の地位を高めようとする政治的意思を容認するための唯一の法的手段は、憲法改正であったのである。さて、これから検討するのが、具体的に採用された措置と、その射程およびその結果についてである。

・男女平等を確立するには不完全な手段としてのパリテ

実際には、権力の多数派は、憲法院判決を待たずして、選挙によって選ばれる政治的機関において女性の数を増やすための措置を採れるよう、憲法改正に着手していた。憲法院判決の数週間前、1998年12月半ばに、憲法改正法案が国民議会に提出された。パリテに好意的な国民議会議員と、どちらかといえばパリテには敵対的であり、スウェーデン・モデルに基づいて政党の内部組織に働きかけるほうが良いと考える元老院議員とのあいだには、意見の不一致があったが、最終的には妥協が成立した。1999年7月8日憲法改正法律は、憲法第3条に「法律は、選挙によって選出される議

員職および公職への男女の平等なアクセスを促進する」という第5項を加え³⁾、また、第4条には第2項「政党および政治団体は、法律の定める条件にしたがって、第3条最終項⁴⁾に定められた原則の実施に貢献する」を加えた。したがって、これは立法者にパリティの措置を強制するよう義務づけるものではなく、ただ奨励的な視野に立って、「選挙によって選出される議員職および公職への男女の平等なアクセス」を促進できるようにしただけである。元老院議員らの影響のもと、政党はこの目的を達成するために協力を求められた。さて次に、改正に関係のある職(A)と改正によって可能となった措置(B)を定義しなければならない。

A. 「選挙によって選出される議員職および公職」の概念

憲法改正が可決されるとすぐに、立法者は実施に乗り出した。最初の法律(2000年6月6日)は、市町村議会議員選挙において男性と女性が同数出馬することを義務づけた。この法律を付託された憲法院は、憲法改正を法的に確認し、法律本文で住民2500人以下の市町村を排除する規定を除いて、憲法に適合すると判示した。この不可とした処分は、選挙システム全体に照らして、この限界値が人工的であるという理由であると説明された。実際に特殊な投票方式を定めるのに通常使われる数値は、3500人である。

その上、憲法院は、特殊な選挙システム(ポリネシア、ニューカレドニアなど)についての手直しを認めることはやむを得ないが、パリティの措置はフランスの領土全体に適用されるということに留意した。しかし、この手直しは正式に正当化されなければならない。このようにして、地域圏議会議員選挙および欧州議会議員選挙について憲法改正を実施する法律に关する2003年4月3日第468号憲法院判決において、憲法院は、「平等原則は、立法者が異なる状況を異なるやり方で規律することや、一般利益を理

3) 2008年7月23日憲法改正法律により、この条文は第1条2項に移動した。

4) 現行条文では「第1条2項」。

由として平等に例外を設けることに反するものではない」としても、この異なる取扱いは「法律が定める目的と直接の関係が」なければならない、ということに再び言及した。ところが、地域圏議会議員選挙に、コルシカでそのように他の地域よりも弱い拘束力の措置のみが定められたことを正当化する理由は何もない。したがって憲法院は、他の地域では候補者名簿は厳密に男性と女性が交互になければならないのに対し、コルシカについては、候補者名簿には男女が同数含まれていなければならないが、特にその順序は問わない(たとえば女性は名簿の後半に置かれるかもしれない)と定めた規定を、憲法に違反すると宣言した。コルシカの女性は、他のフランス人女性と異なった状況にあるわけではないのである。しかし、法律を不可とした処分によってコルシカから全てのパリテ措置がなくなることを避けるために、憲法院は一時的にこの措置が適用されることを認め、ただし立法者に対し、コルシカの実選挙方式を国全体に適用されているものと調和させるような介入をするよう厳命した。この方向で、コルシカの議員候補者名簿についてのパリテに関する法律が2003年12月10日に可決された。

憲法改正は、今後、選挙によって選出される議員職および公職への男女の平等なアクセスを促進することを目的とした改革の実施を、憲法院が保障するよう強制しているのである。憲法院はまた、この改革の範囲と射程を解釈する第一の存在となる。憲法上の改革を実施するさまざまな法律に対して、いまだ普遍主義の精神に深い影響を受けている憲法院は、「選挙によって選出される議員職および公職」という概念を、制限的であり、同時に曖昧な方法で解釈することになる。

かくして、司法官職高等評議会にかんする憲法附属法についての2001年6月19日判決において、憲法院は司法官職高等評議会で行使される職務が、選挙によって選出される議員職および公職であるとみなすことを拒否した。司法官職高等評議会選挙は専門的な性格のものであり、したがって、憲法院の考えによれば、憲法制定者が望んだ改革の領域には入らない。このように憲法院は、男性と女性の候補者の間の同数を強制する法律が、平等原

則と、特にフランス人権宣言第6条に違反すると宣言した。憲法院はこの立場を、男女の給与の平等に関する法律についての2006年3月16日判決、および機会の平等に関する法律についての2006年3月30日判決においても確認している。給与の平等に関する法律には、「審議機関および裁判機関への女性の就任」についての第3編が含まれており、この第3編には、場合によっては公法上・私法上のさまざまな審議機関の構成について、男女同数又は割当て（たとえば女性が最低20%）を強制する条文が含まれている。この対象となる審議機関には、公施設法人や公企業、公益事業を行う会社の取締役会・監査役会⁵⁾、行政同数委員会（行政機関の労使代表）、企業委員会〔企業主・従業員代表・組合代表〕、従業員代表、労働審判所がある。特にフランス人権宣言第6条および1946年憲法前文に立脚して、憲法院はこれらが1999年憲法改正の領域ではないのみならず、さらに、たとえ男性と女性の間の平等を追求することがそれ自体憲法違反ではないとしても、人の性別という基準を能力の基準よりも優越的に扱うことまでは許されないと明言して、この体制が全体として平等原則に違反すると宣言した。

憲法院は、しかしながら、選抜試験の試験官の構成についてはより柔軟な立場を示すようになる。2002年1月12日判決において、職業上の平等にかんする2001年5月9日法律を補完する社会的近代化法律の規定について、職権で憲法適合性の問題を取り上げた。憲法院はここで、フランス憲法学者の隠語に言うところの「ニューカレドニア判例」を適用した。この判例は、憲法院が付託された法律の憲法適合性について検討する際に、事前統制という憲法院の性格からすると例外的に、すでに審署された法律の憲法適合性を検討したものである。つまり、職業上の男女平等に関する2001年5月9日法律は、「行政により指名される（選抜試験の）試験官のメン

5) 訳者注：この点につき、違憲とされた同法第3編の第22条には株式会社の取締役会・監査役会にパリティを要求する条文があり、同法はとくに公の企業および公益事業を行う私企業のみを対象とするのではなく、あらゆる公私企業にパリティを適用する趣旨であったようである。

バーは、男性と女性が均等に代表されるよう促すような方法で構成される」と定めていたが、2002年1月の社会的近代化法律は、学位取得を目的として「それまでに得た職業上の経験の有効性」を判断する任務を負う試験官に、この規定を拡大したのである。憲法院はこの件では、司法官職高等評議会や専門職選挙の構成において示したものよりも開かれた姿勢を示している。しかし、ここで取り上げられた解決法はまだ曖昧なものである。実際に、憲法院は、検討した規定が、「試験官の構成において、能力、適正および資格の考慮よりもジェンダーの考慮を優先させるような目的も効果ももたない」という留保のもとで、この規定の憲法適合性を認めたのである。換言すれば、行政は選抜試験の試験官を、女性も男性も同等の能力基準で選ばれたという条件において、同数で構成することができる。女性であるからという考慮のみで人を抜擢してはならないのである。さらにまた、措置の憲法適合性は、それが命令的ではなく、奨励的なものにとどまるという点にも負っている。「女性と男性が均等に代表されるよう促す」ことのみが認められるのである。

憲法院は、給与の平等にかんする2006年法律の他の規定についても、同様の立場を採用した。この法律の第4編は、地域圏が制度化の任を負っている職業訓練のさまざまなコースへの、男女平等なアクセスという目的を定めていた。憲法院は、人の性別についての考慮が能力の基準を上回らない限りにおいて、すなわち「手段」を定めても「結果」を定めない限りにおいて、この措置を認めた。

B．女性の数を増やすために採用された措置

この改革が適用される領域の正確な範囲と、それを憲法院が認めるかどうかは不明確であることを考慮して、立法者が採用した措置も、同様に行政上の慣行も、さまざまである。まず、選挙によって選出される議員職および公職についてのパリティの要求の形式を(1)、次に行政上・制度上の慣行を(2)見てみよう。

1. 選挙によって選出される議員職および公職について採用された措置

憲法院は、選挙によって選出される議員職および公職への男女の平等なアクセスを達成するために、非常に多様な制度を認めている。立法者は、このように強制的措置をとることも可能であるが、それは義務づけられていないわけではない。言い換えれば、憲法院は、選挙によって選出される議員職の候補者の中で男性と女性が同数存在することを強制する拘束力ある条文を定めるか、あるいは単に奨励的な性質の措置のみを定めるかを、立法者に委ねているのである。その考え方からすると、立法者がこの改革を実施するために何も定めないことも、憲法院は認めている。憲法院が要求するのはただ、先にコルシカについてみたように、措置が定められたときに、それがフランス全土について同一に適用される対象となることのみである。

立法者が行ったいくつかの介入　もっとも多いのは、特定の政党の悪意に気づかって、改革の実施の条件を厳しくするために行ったものである　の結果、現在の状況は以下のようなものである。

- 市町村議会議員選挙　名簿投票により行われる。次回の選挙から適用される2007年1月31日の新法律は、提出された名簿において男性と女性が交互になければならないと定める。ただし、名簿の人数が奇数の時には、男女いずれかがひとりだけ多いことを認める。技術的な用語では、男性と女性を1単位の差で平等に載せる義務がある。違反した場合の制裁は厳しいものである。法律に定める条件を尊重しない名簿は登録されない、すなわち選挙において提出することができない。(この法律ができる前は、名簿は6人の候補者が並ぶ組で構成されていた。各6人組において、少なくとも男性3人と女性3人が含まれていなくてはならなかったが、その順番については特に義務はなかった。たとえば先に男性3人を載せ、それから女性3人を載せることもでき

た)。この男女同数措置から除外されるのは、選挙では複雑な方式で投票が行われる住民3,500人以下の村である。

- 県議会議員選挙 地方議員の強い抵抗と圧力があつたせいで、長い間この選挙については何も行われなかった。最終的に2007年1月に選挙制度が改正され、県議会議員選挙の各候補者はそれぞれ、必ず別の性別の補充候補者を用意することと定められた。この措置は、非常に拘束力のあるものというわけではないが、伝統的に女性がごくわずかしかなかった県議会において、女性当選者の数が増加するのにきつと役立つだろう。
- 地域圏議会議員選挙 市町村議会議員選挙と同じ規律に服する。
- 欧州議会議員選挙 当初から(2000年法律)、欧州議会議員選挙は今後市町村議会議員および地域圏議会議員の選挙に適用されるのと同じ規律、すなわち名簿男女交互登載の義務に服している。
- 国民議会議員選挙 この選挙では投票は〔小選挙区〕単記制であり、パリテを厳格に要求する制度にするのは非常に困難である。普遍主義者とパリテ擁護者との間の妥協の枠内におさめるため、とられた措置は結果の義務づけでなく、ただ手段の義務づけのみである。法律は、政党に対し、立法府選挙で男女同数の候補者を立てるよう奨励しても、男女同数の当選者が国民議会に存在することまでは要求しない。そのメカニズムは、したがって、国民議会においては奨励的ではあるが、名簿投票の選挙の場合のような禁止ではない。2000年6月6日法律は、政党に対し、選挙において候補を男女同数たてるよう要求したが、各性別の候補者の数の差を2%まで認めた。もしこの差が2%を超える場合、国家が政党に与える選挙運動資金の補助金が減額される。左派も右派も、裕福な政党は、法律の要請を尊重するよりもむしろ補助金の減額を選んだ。2007年1月法律は、去年6月の選挙で適用されたが、この財政的なサンクションを強化、すなわち強情に反抗する政党に与える補助金の額をさらに減額した。

- 元老院議員選挙 パリテに対して、元老院議員には強い抵抗が存在する。立法上の要請の後退であるとさえ考えられているのである。2000年法律以来、たしかに名簿投票により元老院議員を選出する県について、男女交互掲載のシステムが定められた。その代わりに、(選挙区)単記投票で元老院議員を選出する県については、いかなる措置も定められなかった。ところで、2003年7月30日の元老院議員選挙改革を定める法律は、今まで選出する元老院議員が3人(正しくは2人)以下の県に単記投票を適用していたところ、今後、選出する元老院議員が4人(正しくは3人)以下の県で単記投票を適用する、と定めた……。憲法院は、この法律の条文の憲法適合性を認めた(2003年7月24日第475号判決)。その結果、2004年には3人以下の元老院議員を選出する県において当選した女性元老院議員の割合は、以前は20%であったのに対し、4%になった。
- 大統領選挙 投票は単記式である。いかなるタイプの同数措置も定められていない。この選挙の技術的・政治的特殊性にかんがみて、そのような措置をとるのは非常に難しいであろう。そうすると、責任は候補者を指名する政党にふりかかってくる。ご存知のとおり、昨年はいじめて、大統領になりうる候補を出せる政党のひとつが、女性のセゴレーヌ・ロワイヤル氏を指名し、彼女は第二回投票に残った。

頑固な抵抗にぶつかり、2007年1月31日法律は、市町村議会議員と国民議会議員の選挙に適用される措置を強固にし、県議会議員選挙についても改革を行うのに加えて、地方の行政部の中でもパリテを義務づけた。というのは、改革が行われた議会(市町村議会や地域圏議会)において、女性の当選者数はたしかに増加しているが、数が増えたからといって、これらの議会のトップにいる女性、すなわち市長や副市長、地域圏議会の議長や副議長の職にある女性の数の実質的な増加にはつながらなかった。現在では女性の地域圏議会議員は47.6%にのぼるが、地域圏の行政権においては

女性は37.3%しかいないのである。市町村議会において女性代表は47.4%であるが、市町村の行政メンバーでは36.8%しかいない(住民3,500人以下の村を除く。これらの村では女性の数はもっと少ない)。次回選挙では、この措置の有効性が評価されるだろう(市町村議会議員選挙は2008年、地域圏議会議員選挙は2010年)。

2. 公職において適用される措置

憲法院は、平等原則が「男性と女性の間に関機会の平等を確立するため、とりわけ女性の機会に悪影響を与えている事実上の不平等を改善するために、女性にのみ利益を与えるような一時的措置によって介入することを阻むものではない」と定めた、2001年5月9日法律の規定を認めた。しかし、能力がジェンダーの基準より優先されなければならないと明示する配慮もあった。2001年5月9日法律は、その適用条件、およびとくに「各性別に属する試験官の数の割合」についての条件を定める役目を、コンセイユ・デタの議を経たデクレの形で行政権に委ねた。

特別な地位にある国家の組織に就職するための選抜試験の試験官の構成に関するデクレが、2002年5月3日に可決された。これは、口答試験がある選抜試験についてのものである。デクレ第1条は、「国家公務員の採用のために構成する試験官メンバーおよび選抜委員会の指名について、選抜試験の組織を担当する行政は、必要な能力をもっていると証明された各性別の人間を少なくとも3分の1の割合で置くことを尊重しなければならない」と定める。しかし、第2条は、「募集の制約と組織の固有の要請にかんがみ」、個別の規定でこの最低限の割合の例外を設けることを認めている。この例外の可能性は、あまり取り上げられることはなかった。法学、政治学、経済学の大学教授資格試験が、この特殊なケースであった。ここでは二つの困難が重なっていることは事実である。技術的な問題については多くは述べないが、高等教育の教授資格試験は、まだ廃止されていない特殊なデクレによって組織されるものであるため、それにこのデクレを適

用することについては、疑念が存在する。さらに、これらの分野の高等教育において資格をもつ女性の数がまだ少ないので、手の空いている志願者を見つけることは必ずしも容易ではない……。

2002年5月3日デクレについて、これが命令的であるゆえに、憲法適合性に疑念を抱く人もいる。実際に、憲法院は社会近代化法律についての判決で、奨励にとどまる措置しか認めなかった。この問題について憲法院が判断することができないことにかんがみれば（憲法院にはその権限がない）、この問題に決着をつけることができるのはコンセイユ・デタのみである（AJDA, 2007, p. 2130）。まさにこれが、最近出された、2007年6月22日のルズール判決である。コンセイユ・デタは、2002年1月の憲法院判決に依拠することもできただろう。しかし、コンセイユ・デタは、憲法院判決の既判力の範囲を最小限にして、独自の立場を採用することを選んだ。とはいっても、それが憲法院のとった立場の土台とそれほど隔たっているわけではなかった。デクレ本文を保護しようとする実際的な意思によって、同数の目標が達成しがたいときにいくつかの例外を認め、コンセイユ・デタはその射程を最小限にする創造的な解釈を行い、2003年デクレの憲法適合性をはっきりと認めている。デクレは「必要な能力をもっていると証明された各性別の人間を少なくとも3分の1の割合で置くことを尊重」する義務を定めているのだが、コンセイユ・デタは、「このデクレは、2001年5月9日法律に定められた男女の平等な代表という目標を考慮することを、行政に課しているにとどまる」ことを明言した。言い換えるならば、デクレにある「devoir」という動詞は、「pouvoir」を意味するものと解釈しなければならないのである……。コンセイユ・デタは次に、デクレの規定は「試験官の構成について、各性別の人の割合を定める目的をもつものではないし、そのような効果は合法的ではありえないだろう。その割合に反していたとしても、選抜試験が違法とされることはほとんどないであろう」と述べる。この場合に、検討した訴訟記録から、「平等な数の代表という目標は考慮しなかった」というわけではない、とコンセイユ・デタは述べ

ている。つまり、論理を完全に覆すコンセイユ・デタの困惑が見てとれる。フランス人権宣言第6条に照らしてデクレが憲法違反だという結論を導かないために、コンセイユ・デタはデクレの射程を最小限にし、定められた義務を尊重しないことを認めたのである。しかし、義務を尊重しないこと(コンセイユ・デタの立場からは、尊重しないことが人権宣言第6条に言う意味に適合する)は、それを尊重するために行ったあらゆる努力を示して正当化する必要がある……。これによって、高等教育の教授資格試験の試験官においてパリテが尊重されていない事実を、帰納的に正当化することが認められる。その任務を果たせる女性の数が足りないことを利用することが、完全に可能だからである。

このような「パリテ」ムードにおいて、行政上の多くの慣行が、さまざまな決定機関における女性の数を増やす方向で発展している。公務員上級職への男女平等なアクセスを主導する委員会、スポーツ連盟における女性の昇進要求、等々。しかし、拘束力のある措置の憲法適合性に疑念があることを考慮して、全般的な改革はまったく存在しない。行政の責任者は、立法者と同じく慎重であり、とくに注意を払うべき領域からはみ出すことは好まないのである。

* * *

意思決定機関における男女同数の原則が普及したことは、否定できない。「パリテ文化」ができたのだとすという人もいる。しかし、特に政治家階級では抵抗勢力が根強く、その抵抗は、具体的な手段をとることと、とりわけそれを実施することが問題となると、ただちに名乗りをあげるののである。言い換えれば、パリテの原則は、政治的マニフェストとしては受容されているが、それを適用することになると抵抗があるのである。また、選挙のやり方にかんする法律で得られた結果はいまだ中途半端なものであり、その効果を強めるために、新たに立法者が2007年1月の介入をしたのである。結局、立法者が介入しなかった領域こそ、逆説的なことに「女性の地

位向上」がもっとも強く感じられる、と断言しても、ほとんど差し支えないように思う。

以上のように、選挙については、法律が課す義務の程度によって、その結果はさまざまである。たとえば2001年の市町村議会議員選挙では、法律のおかげで女性が33.1%になった（法改正前の1995年は21%であった）。住民3,500人以下の村を改革の統計から除けば、この比率は47.4%になる。ところで、市町村はフランスにおいては非常に数が多い。先に見たように、市町村議会において市長に選ばれた女性は非常に少ない（1995年に7.5%、2001年で10.9%）。2007年1月法律のおかげで、あと2ヶ月で行われる次の選挙の結果、実質的な進歩が見られるにちがいない。国民議会議員にかんしては、繰り返すが、大政党は補助金の一部をあきらめるほうがいいと思っている。2002年の選挙で、候補者の女性率は38.5%（ただし党によって大きな差があった）だったが、当選者は全議員の12.3%（76人）しかいなかった。改革前は10.9%であったので、目覚ましい変化があったとはいえない。2007年には進歩が見られたけれども、やはり期待以下であった。女性の代表は現在18.5%、107名である。元老院では、1998年には6.2%であったのに対し、2001年の女性当選者率は10.9%であった。2007年の直近の選挙以来、女性は18%になった（324人中60人）。しかし、先にも見たように、2003年に投票方法に関して行われた改革によって、進歩にはブレーキがかかった。

われわれはパリテに好意的であるのか、それとも普遍主義的であるままなのか。女性について権力の職に就くための同等の適性を認めること、あるいは女性に自分の地位を譲ることに對し、いまだ一部の男性に存在する抵抗を、これら直近の二つの選挙は明らかにした。男性は、法律を巧みにかいくぐろうとして、あるいはその効果を最小限にしようとして、あらゆる策略を繰り返した。「お飾り」と思われる候補者を立てる、脅しや圧力（政党の主導メンバーの意思に従うことを約束したら立候補を認める）、女性の候補者は「勝てない」選挙区や前に失った選挙区に立てる、

など。

こういった態度とは対照的に、パリテムードは、ときに改革の対象外であった行政機関や決定機関において、自発的な前進を促すこともあった。

たとえば憲法院には、女性の数についてのいかなる規則も存在しないが、この十数年来、指名機関は、憲法院の3分の1が女性であるように配慮している。直近の指名のみその例外となり、二人の元共和国大統領がメンバーとなる権利をもっていたので、女性はほとんど誰も指名されず、女性率は低くなった。

内閣の構成にかんしても、やはりいかなる規則もない。明らかに政治的に誇示する目的で、サルコジ大統領は男女同数を約束した。これを実現したのが首相であり、内務大臣や司法大臣、経済大臣といった鍵となるポストに女性の任命を認めた。しかし、この「パリテ」は大臣の数を評価したものでしかなく、ここに数えられていない閣外大臣の数を加えて考えるなら、パリテなど存在しない……。この態度は、アメリカモデルである積極的差別是正措置やクォータ制に対して好意的なニコラ・サルコジの立場を大変よく示している。共和国大統領は、たとえば他のあらゆる分野において、移民に関するクォータ制を擁護している。この文脈において、彼のパリテ概念は、実際には1999年に始まった改革の一般的精神とはかけ離れている。彼のパリテは、实际的懸念によって修正された普遍主義というよりも、むしろ共同体主義的思想に立脚したものである⁶⁾。

6) [当日の講演者による補足] 先週(2008年1月)、サルコジ大統領は、パリテの適用領域拡大を目的とする憲法前文改正諮問委員会の議長を、シモーヌ・ヴェイユ氏に依頼している。

[訳者注] 2008年12月にこの諮問委員会は報告書を提出したが、積極的差別是正措置の明文化には消極的な態度を示している。

第2部・解題

齊藤笑美子

シャンペイユ氏は、革新的な研究者が集まっていることで知られるパリ第10大学で教鞭をとる若手の女性研究者である。日本でも人気のあるミシェル・トロペール氏に師事していたことがあり、基本権理論、法の一般理論、憲法裁判などについて多数の業績がある。

ここで、わざわざ氏が女性であることを明記しなくなってしまうのは、女性研究者が多いとは言えない日本の法学部を知る者の癖であろうか。しかし、シャンペイユ氏が所長を務めるパリ第10大学の Credof (Centre de recherche et d'études sur les droits fondamentaux, 基本権研究所)の専任の研究者11名のうち、ファーストネームから判断するに、7名が女性であり、そこではむしろ女性研究者の数が男性研究者のそれを凌駕している。それがフランスの大学の支配的な傾向であるか否かは措くとして、女性の意思決定過程への参加を語る上で、日仏では様々な与件が異なっていることの例であるように思う。

この解題の前に、シャンペイユ氏が立命館大学で行ったパリテに関する講演の稲葉実香氏による翻訳が収録されている。講演の内容については、稲葉氏による翻訳をお読みいただくとして、私は、周辺の情報を加えて簡単な解説を試みたいと思う。

1. 思想的な対立

パリテが研究者の特に強い関心を集めたのは、それがフランスであったから、と言ってよいだろう。言うまでもなく、フランス共和国は、普遍主義への強いこだわりで知られる。フランス国民とは、人種や民族、宗教的信仰、性別、性的指向といった具体的な人間に付随する属性を捨象された抽象的な個人であり、具体的な個人やグループに付着する属性を理由とし

て国民を分断することは許されないはずであった。しかし、パリテは、公権力が性別という個人の属性に着目し、それを考慮することを要求している。すでに不可分の共和国原理に様々な揺らぎがあったとはいえ、これまでのフランスの普遍主義理解と真正面から衝突するような改革が、憲法改正を経て行われたのである⁷⁾。フランス国内で、大きな論争が巻き起こったことは、言うまでもない。

シャンペイユ氏の講演の前半部分は、この「思想的」なレベルでの対立について割かれている。そもそも、普遍主義、そしてそれと韻を踏む形式的平等に大きな疑問がつけられたのは、現実があまりに不平等であるという認識によってである。具体的なデータは氏の講演の中で挙げられているが、決定審級において男女の不均衡が存在することは明らかであり、それは形式的平等が確立されているにもかかわらずなのであった。

シャンペイユ氏は、思想的な立場を3つに整理している。パリテに批判的な普遍主義者と好意的な差異主義者にまず2分され、差異主義者はさらに「教条的パリテ主義者」と「実際的パリテ主義者」に分割される。普遍主義者は、すべての領域におけるパリテ的措置に反対する。普遍主義者は、女性の社会的進出を妨げる社会的・文化的要因の排除こそが必要であると考えるからである。教条的パリテ主義者は、男女の差異を根本的なものにとらえて、パリテ自体を目的と考える。シャンペイユ氏によれば、これはフランスでは非常にマイナーな傾向であるという。翻って、当時の政権党の中で最も有力であったのが、3番目の実際的な立場であるらしい。これによればパリテは、男女の平等なアクセスを達成するための仮の手段であり、それ自体は目的ではないという。

ただし、3番目の立場の正当化が成功しているかという点について、やや疑問がある。「実際的」という語は原文では *pragmatique* である。この

7) パリテについては、糠塚康江氏の一連の業績がある。ここでは、糠塚氏の著作『パリテの論理』(信山社、2005年)を挙げておく。憲法改正や立法の経緯、原理的論点などについて知ることができる。

立場は、「共同体主義に道を開く」というパリテへの批判に答え、性別以外の差異への積極的差別是正措置の拡大はないということを言うために、性別による区別が他の類型による区別とは異なる特殊な差異であると主張している。しかし、pragmatique であろうとするならば、公職へのアクセスにおいて統計上正当化不能な不均衡が男女の間に生じており、フランスの状況に照らして何らかの措置が必要であるということが言えればよいのであって、他の差異との差別化に執着する必要はないように筆者には思われる。pragmatique というならば、人種のような他のカテゴリーについても、状況によっては何らかの措置が必要とされる論理的可能性は残されるはずではないだろうか。3番目の立場は、2番目の教条的パリテ主義とは区別されているが、性差を質的に特別視している点でこれと共通の土俵に立っており、その根拠はジェンダーを構築的なものと理解する場合は必ずしも同調できるものではない⁸⁾。

しかし、これには「共同体主義の危険」というお決まりの批判に対して、何らかの形で応答しなければならないというフランス固有の事情があったように思われる。従って、原理的な決着がついているかどうかは措くとして、パリテは「普遍主義的要求と、平等がよりリアルなものであってほしいと言うわれわれの願いとの間の妥協」の反映である(14頁)というシャンペイユ氏の言葉が実情をよく表しているのではないだろうか。彼女自身が語ったところよれば、シャンペイユ氏はどちらかといえば普遍主義的な立場に立ってきたそうである。そのような彼女も、25頁に紹介されているような、政党内の性支配構造を利用して弄された数々の「策略」に本当にショックを受け、考えを少し変えたようだ。日本が特にそうであるように、公職、特に選挙職へのアクセスは、ある意味市民社会よりも強固な家父長的構造を破らなければ獲得することができない。そうした構造に変化をも

8) 筆者は、性差を特別な差異と考えるパリテ支持者が、他の差異に対して不寛容さを見ることがあることを、ペルサン著・齊藤笑美子訳『パックス』(緑風出版、2004年)の解説において明らかにしたことがある。

たらすための一時的な手段として、パリテは確かに魅力的なのである。

2. 具体的な措置とその後の動向

講演の後半部分は、憲法改正に続いて、パリテを実施する具体的な措置についての言及が続く。論点は、どのような公職が措置の対象になるのか(1)、そして、どのような具体的手段が採用されるのか(2)に移る。ここでは、憲法院が改革の射程を決することになる。

(1) 対 象

最初の論点につき、司法官職高等評議会の職務は職業的性格を有するとして、改革の対象となる選挙職ではないとした憲法院の2001年の判断が紹介されている。憲法院は、さらに2006年にも、公私企業の取締役会・監査役会、企業委員会、従業員代表、労働審判所および行政同数委員会の選挙名簿について、男女同数あるいは一定の性別クォータを要求する規定を憲法違反と判断した⁹⁾。その理由は、選挙職以外で男女の均衡のとれたアクセスを促進することは憲法違反ではないが、能力と公益に対して性別を優先的に考慮することはできず、憲法は、公法上あるいは私法上の法人の指導的あるいは諮問的機関の構成が性別に基づく強制によって規律されることを許していないというものであった。

さて、これについては、最近大きな変化があった。2008年7月に第5共和政憲法が大幅に改正されたが、この中には、2006年の違憲判断を乗り越えるための憲法改正も含まれていた¹⁰⁾。すでに1999年の改正において、憲法3条に「法律は選挙によって選出される議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進する」という5項が加えられていた。2008年の憲法改正によって、この3条5項は、1条まで移動してその2項となり、「選挙で選

9) CC n° 2006-533 DC du 16 mars 2006.

10) Loi constitutionnelle n° 2008-724 du 23 juillet 2008 de modernisation des institutions de la Ve République.

出される議員職と公職」のほかに「職業のおよび社会的に責任ある地位」について、法律が男女の平等なアクセスを促進すると規定されることになった。政府、特にラシダ・ダティ (Rachida Dati) 法相はこの改正に反対であったが、国民議会のマリ＝ジョ・ジーマン (Marie-Jo Zimmermann) 議員 (UMP) の提案に他の議員たちが続く結果となった。こうして、パリテは政治的決定機関を超えて、社会経済領域の決定審級でも憲法的な基礎を備えることになり、新たな局面を迎えた。今後、パリテが全法秩序を貫く契機となるのか、興味がわくところである。

(2) 手 段

2つ目の論点である採用可能な具体的手法であるが、様々な手法が講演の中で整理されている。中身についてはそちらで確認していただくことにして、ここでも最近の動きについて述べておこう。シャンペイユ氏が触れているように、選挙職に関してパリテを厳格にする改革が2007年に行われている。国民議会選挙については、違背への経済的制裁が強化され、市町村議会選挙については、人口3万5000人以上の市町村において、名簿への男女交互登載が義務づけられた (地域圏議会も同様)。この改革後、2007年6月に国民議会選挙があり、2008年3月には、市町村議会及び県議会選挙が実施されている。その結果はどうだったのであろうか¹¹⁾。

2007年6月の国民議会選挙において選出された女性議員の割合は18.5%で、男女同数を意味するパリテからはまだ遠い結果となっている。政権党であるUMPは、何と26.6%の女性候補者しか立てておらず、経済的制裁を被る方を選んでいる¹²⁾。また、シャンペイユ氏が述べているような「策略」もあり、比較的低調な結果に終わっている。(それでも、1997年11

11) パリテにかかわる統計はパリテ監視委員会 (Observatoire de la Parité) のホームページで見ることができる。<http://www.observatoire-parite.gouv.fr>

12) 左派政党では、社会党の46.5%が最低で、共産党や緑の党はほぼ50%の女性候補を立てている。

パーセント、2002年12.3%であるから、少しずつ前進しているのは間違いない)。

続いて、2008年3月の市町村議会及び県議会選挙である。市町村会では女性議員は35%を占め、最もパリティ状態に近い議会となった(1995年21.7%、2001年33%)。しかしながら、女性の市長村長となると一気に13.8%まで落ちる。これは、名簿の順位1位の83.5%を男性候補者が占めたことを反映している。また、県議会選挙の女性当選者は全体の13.1%であった(2001年には10.9%)。2007年の改革は、県議会選挙への各候補者は、性別の異なる補欠当選者を備えることを定めたのだが、結果的に女性は補欠候補としてあてがわれることになったようだ。

元老院についても、述べておこう。2008年9月の元老院議員選挙では、114議席が改選の対象となった。うち女性候補者が獲得した議席は18となった(全改選議席の15.8%)。元老院全体の女性議員の割合は増加しているが、それはパリティが義務づけられる比例代表制区に依存するところが大きい。2008年の選挙では、パリティが適用されない単記投票制をとる選挙区において諸政党は実に77%の男性候補者を擁立した。2003年に単記投票制をとる選挙区が拡大されたことが、女性元老院議員の増加に一定の歯止めをかけていることが分かる。

このような結果をどう評価するか。1999年の憲法改正とそれに続く立法、そして2007年の法改正と、それらが突然にドラスティックな数値的变化をもたらしているわけではないが、漸進的な変化には結びついている。興味深いのは、「結局、立法者が介入しなかった領域こそ、逆説的なことに『女性の地位向上』がもっとも強く感じられる」(24頁)、「パリティムードは、ときに改革の対象外であった行政機関や決定機関において、自発的な前進を促すこともあった」(25頁)と述べられていることである。公職選挙という最も象徴的な領域に手をつけたことで、意識に変化がもたらされたのだとしたら、それはパリティがもたらした成果ではないか。パリティとは、目的そのものではなく手段であるとのことであった。選挙で選出される議員

の男女比が5対5になれば、その他の変化がなくてもそれでよい、という話ではないはずである。手段としてのパリテが「ムード」のようなものを変えたのであれば、それはむしろ主たる成果とすら言えるのではないだろうか。

3. お わ り に

政治的意思決定過程への女性参加の弱さという点では、日本は紛れもない「後進国」である¹³⁾。そこで、同じ問題を抱えるフランスでの取り組みは魅力的に映る。また、行政職に関しても、同様のことが言える。日本の国家公務員における女性採用の割合は年々上昇しているが、上位の役職での女性の割合は依然としてかなり低く¹⁴⁾、ここでもフランスと類似の問題が存在している。匿名でのペーパー試験に加え、面接試験官の性別構成への配慮は、シャンペイユ氏がその効用を挙げているように、結果そのものではなく、プロセスに働きかける非常に興味深い取り組みである。

同時に、日本では、フランスの普遍主義者が指摘したような、女性の意思決定過程への参加の弱さの根本にある文化的・社会的要因への働きかけがまだ十分ではないという印象が強い。例えば、性別役割のあらわれとして日本の男女間賃金格差は、フランスに比べて深刻である。背後には、男性労働者の長時間労働、非正規雇用の拡大とその女性化など日本で特に尖鋭な問題が横たわっており、これらの問題への取り組みが意思決定過程への参加と同時に、あるいはそれ以上に必要とされるように思われるのである。

13) 2008年4月現在、女性国会議員の割合は、衆議院で9.4%、参議院で18.2%となっている。

14) 内閣府『平成20年版男女共同参画白書』58頁以下によると、2007年度採用者に占める女性の割合は25.1%で前年度に比べて2.7ポイント増加。しかし、国家公務員管理職に占める女性の割合は、1.7%にとどまる(2005年度)。

あとがき

本講演を担当したヴェロニック・シャンペイユ＝デスブラ氏は、パリ第10大学教授 (Agrégée des universités, professeur de droit public à l'Université de Paris X-Nanterre)・同大学基本権研究所所長 (Directrice du Centre de Recherche et d'Etudes sur les droits fondamentaux de l'Université de Paris X-Nanterre) として、憲法訴訟・基本権の一般理論・人権論などの講義を担当している。また、最近の業績として下記のものを見ることが出来る。

Les principes fondamentaux reconnus par les lois de la République—Principes constitutionnels et justification dans les discours juridiques, Paris, Editions Economica, collection droit public positif, préface du professeur Michel Troper, 2001.

Les grandes questions constitutionnelles, Collection Les guides de l'Etudiant, Paris, 2003.

“C. De Gaulle et les juridictions d'exception”, in *Dictionnaire Charles de Gaulle*, Paris, Robert Laffont, 2006.

“C. De Gaulle et la loi du 3 juin 1958”, in *Dictionnaire Charles de Gaulle*, Paris, Robert Laffont, 2006.

“N. Bobbio et les droits de l'Homme”, *Analisi e Diritto*, 2006, p. 171.

“Les clairs-obscurs de la clarté juridique”, *Legal Language and Search for Clarity*, A/Wagner & Sophie Cacciaguidi-Fahy (eds), Bern, Peter Lang, 2006, p. 35.

“Les nouveaux commandements du contrôle de la production législative”, *L'architecture du droit, Mélanges en l'Honneur de Michel Troper*, Paris, Editions Economica, 2006, p. 267.

「フランスにおける女性の人権の進展について」

“Le Conseil constitutionnel, gardien des libertés ou de la rationalité juridique”, *Mélanges offerts en l'honneur de D. Lochak*, en codirection avec N. Ferré, Paris, L. G. D. J., 2006.

“L'exigence de normativité de la loi dans la jurisprudence du Conseil constitutionnel”, *J. Chevallier (dir.), Cahier du Conseil constitutionnel*, 2006, n° 21.

“La liberté d'entreprendre au pays des droits fondamentaux”, *Revue de droit du travail*, 2007, n° 1, p. 19; + in *Au cœurs des combats juridiques*, E. Dockès, (dir.), Paris, Dalloz, Collection. *Thèmes et commentaires*, p. 441.

なお、シャンペイユ＝デスブラ氏は、工学院大学の招聘教員として2008年1月20日より27日の期間で来日し、工学院大学にて「フランスの教育制度」・「フランスにおける男女機会均等原則（パリテ）に関して」、また東北大学にて「基本権に関する憲法院判決の分析」と題する招聘講演を行うとともに、立命館大学にて下記の講演を行った。本講演記録は、立命館大学朱雀キャンパスにて専門職大学院教育推進プログラム事業の一環として行った講演「フランスにおける女性の人権の進展について」（1月28日）および「フランスにおける男女機会均等原則（パリテ）に関して」（1月25日：工学院大学）の底本となったテキストを基に作成したものであり、それぞれの講演・研究会にて通訳者を務めた稲葉実香氏と齊籐笑美子氏により分担執筆されたものである。同講演・研究会の開催にあたり、立命館大学法務研究科教授大久保史郎氏および法学部准教授多田一路氏の助力を得たことをここに記して感謝するものである。（長谷川憲）